

## 安桜保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

|         |              |
|---------|--------------|
| 名 称     | 社会福祉法人 大谷会   |
| 所 在 地   | 関市前町35-1     |
| 電 話 番 号 | 0575-22-2262 |
| 代表者氏名   | 理事長 鈴木 専英    |

### 2 利用施設

|             |                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 施 設 の 種 類   | 保育所                                              |
| 施 設 の 名 称   | 安桜保育園                                            |
| 施 設 の 所 在 地 | 関市日ノ出町2丁目44番地                                    |
| 連 絡 先       | 電話番号 0575-22-0467<br>FAX 0575-23-8284            |
| 管 理 者       | 園長 山田久美子                                         |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童     |
| 利 用 定 員     | 満3歳以上の児童 58人<br>満1歳以上満3歳未満の児童 28人<br>満1歳未満の児童 4人 |
| 開 設 年 月 日   | 昭和25年10月13日                                      |
| 事 業 所 番 号   |                                                  |

### 3 サービスの目的・運営方針

安桜保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4 当園における施設・設備等の概要

### (1) 施設

|    |      |           |
|----|------|-----------|
| 敷地 | 敷地全体 | 1701.55㎡  |
|    | 園庭   | 616.5㎡    |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋コンクリート造 |
|    | 延べ面積 | 636.47㎡   |

### (2) 主な設備

| 設備       | 部屋数 | 備考                                                            |
|----------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 乳児室・ほふく室 | 1室  | たんぽぽ組(0・1歳児クラス)                                               |
| 保育室      | 4室  | 満2歳児クラス,<br>年少児組(満3歳児クラス),<br>年中児組(満4歳児クラス),<br>年長児組(満5歳児クラス) |
| 遊戯室(ホール) | 1室  |                                                               |
| 調理室      | 1室  |                                                               |

## 5 職員の設置状況

| 職種    | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考    |
|-------|----|----|-----|-------|
| 園長    | 1  | 1  |     |       |
| 主任保育士 | 1  | 1  |     |       |
| 保育士   | 15 | 6  | 9   |       |
| 事務員   | 1  | 1  |     | 保育士兼務 |
| 調理員   | 3  | 1  | 2   |       |

当園では、「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月26日岐阜県条例第90号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <各職種の勤務体系>

| 職種    | 勤務体系                         |
|-------|------------------------------|
| 園長    | 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)         |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)         |
| 保育士   | 正規の勤務時間帯(7:15～19:00のうち8時間勤務) |
| 事務員   | 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)         |
| 調理員   | 正規の勤務時間帯(8:30～17:30)         |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

### 保育を提供しない日

日曜日、国民の祝日及び本園が必要と認める臨時休業日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から19時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します（ただし、別途利用者負担有）。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 3歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |
| 4歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |
| 5歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 一時保育を実施

保育時間 08:30～16:30

保護者負担料金(一回当たり)

| 対象年齢    | 単位時間 | 料金表示  |
|---------|------|-------|
| 0歳～3歳未満 | 8    | 1500円 |
| 0歳～3歳未満 | 4    | 750円  |
| 3歳～6歳   | 8    | 1200円 |
| 3歳～6歳   | 4    | 600円  |

給食代金 おやつ50円+給食200円+おやつ50円=300円

令和2年より実施

利用料の年齢区分は、利用する年度の4月1日の年齢により区分する。

同一世帯の複数の児童が利用する時は、年齢が最も低い児童以外の児童の利用料の額は、一人当たりの額の半額とする。

\* 上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

## 9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (0.1.2歳児の保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 小児科、アレルギー科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 多田こどもクリニック              |
| 医 院 長 名 | 多田 英倫                   |
| 所 在 地   | 関市東貸上 8 番地              |
| 電 話 番 号 | 0 5 7 5 - 2 5 - 0 6 1 1 |

### (2) 歯科

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | えんどうデンタルクリニック           |
| 医 院 長 名 | 遠藤 為成                   |
| 所 在 地   | 関市西本郷通 2 丁目 2 - 1 7     |
| 電 話 番 号 | 0 5 7 5 - 2 4 - 6 9 0 0 |

## 1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|               |                                                                                                                                                            |  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | ・責 任 者 山田久美子<br>・窓口担当者 下田 恵理<br>・ご利用時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0<br>・電話番号 0 5 7 5 - 2 2 - 0 4 6 7<br>F A X 0 5 7 5 - 2 3 - 8 2 8 4<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |  |
| 第三者委員         |                                                                                                                                                            |  |
|               |                                                                                                                                                            |  |
|               |                                                                                                                                                            |  |
|               |                                                                                                                                                            |  |

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 1 4 非常災害時の対策

|         |                           |   |
|---------|---------------------------|---|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。   |   |
| 防災設備    | ・自動火災報知機                  | 有 |
|         | ・ガス漏れ報知機                  | 有 |
|         | ・非常用電源                    | 有 |
|         | ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理     | 有 |
| 防災設備    | ・誘 導 灯                    | 有 |
|         | ・非常警報装置                   | 有 |
|         | ・スプリンクラー                  | 無 |
|         |                           |   |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。 |   |

## 15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|                   |                                       |  |
|-------------------|---------------------------------------|--|
| 保険の種類             | 保育園賠償責任保険                             |  |
| 保険の内容             | 死亡後遺障害 1,442 千円 入院 1,800 円 通院 1,200 円 |  |
| 保険金額              | 1,400 円                               |  |
| 日本スポーツ振興センター（給付金） |                                       |  |

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

## 16 当園におけるその他の留意事項

|                    |                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------|
| 喫煙                 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動，政治活動，<br>営利活動 | 利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

### 別表

## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項 目     | 内容，負担を求める理由及び<br>目的 | 金 額                                   |
|---------|---------------------|---------------------------------------|
| 主食に係る費用 | 主食費（年少・年中・年長）       | 月額 800 円                              |
| 副食に係る費用 | 副食費（年少・年中・年長）       | 月額 4,500 円<br>※世帯の収入に応じて免除になる場合があります。 |

## 2 時間外保育に係る利用者負担

1 回 1 時間につき、100 円。ただし、月額 2,000 円を限度とする。

## 3 バス利用料金

往復利用料金 2、500 円

兄弟二人目より 2、000 円

片道利用料金 1、300 円

兄弟二人目より 1、200 円

二人目以上の利用も同額とする。